

別表

広告基準

1 規制する業種又は事業者

次の業種又は事業者の広告は行わないこと。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種
- (2) 消費者金融・高利貸しに係る業種
- (3) ギャンブルに係る業種
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更正手続中の事業者
- (5) 県の指名停止措置を受けている事業者
- (6) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- (7) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- (8) その他実施しようとする広告事業には不適切と認められる業種又は事業者

2 規制する広告の内容

次の広告は行わないこと。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となり、又はなるおそれのあるもの
- (4) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの
 - (例) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現、残酷な描写やわいせつなイメージを与えるもの等
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 不当な比較広告、誹謗・中傷等
- (7) 消費者トラブル未然防止の観点から不適切と認められるもの
 - (例) 広告の趣旨が不明確なもの、責任の所在が不明確なもの、誇大な表現や消費者に誤認されるおそれのある表現のもの等
- (8) 著しく射幸心をあおるもの
- (9) 意見広告
- (10) 宮城県警察が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (11) その他実施しようとする広告事業には不適切と認められるもの